

富岡労働基準監督署発表  
令和7年6月6日（金）

【照会先】  
富岡労働基準監督署  
監督・安衛課長 川路 和彦  
（電話）0240(22)3003

報道関係者 各位

## 最低賃金法違反容疑で書類送検

～2か月分の賃金不払いの疑い～

富岡労働基準監督署（署長 宮崎明人）は、本日、株式会社福島アグリ及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで福島地方検察庁いわき支部に書類送検しました。

### 【事件の概要】

労働者5名に対し、令和6年8月分及び9月分の2か月間の定期賃金（合計約192万円）を、それぞれの所定支払日までに支払わなかった疑い。

### 1 被疑者

- （1）株式会社福島アグリ  
所在地：福島県双葉郡檜葉町大字下繁岡  
事業内容：食料品製造業
- （2）代表取締役A

### 2 違反条文

被疑者株式会社福島アグリ、被疑者Aともに、最低賃金法違反  
同法第4条第1項（最低賃金の効力）  
同法第40条（罰則）  
同法第42条（両罰規定）

### 3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者Aは被疑者株式会社福島アグリの労働者5名に対する令和6年8月分及び9月分の2か月間（令和6年8月1日から同年9月30日まで）の定期賃金合計約192万円を、それぞれの所定支払日に、福島県最低賃金（時間額900円）以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

### 4 その他

福島県最低賃金は、令和5年10月1日から令和6年10月4日までの期間は時間額900円でした。なお、令和6年10月5からは時間額955円に改定されています。

【参照条文】

## ○最低賃金法

(最低賃金の効力)

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項～第4項 略)

(罰則)

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。